

R4年9月施設長会議 介護職員等ベースアップ等支援加算説明資料

1. 従来

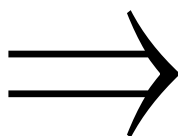
名称「介護職員等支援補助金」

令和4年2月3月度分を5月度に処
遇改善加算と合わせて支給済み

4月度算定分以降は7月度より

常勤⇒定額手当 非常勤⇒時給に
上乘せして手当支給開始済み

対象 介護事業部全職員(ケアマネ除)



1. 変更

名称「介護職員等ベースアップ支援
加算」令和4年度10月度から改定
補助金から加算に変更

令和4年10月度からの加算算定

分は 12月度より従来同様毎月
給与で定額手当(月給職員)、時
給上乘分手当支給(パート職員)

にて支給 介護事業部職員全員
対象(ケアマネ除く)

R4年9月施設長会議 介護職員等ベースアップ等支援加算説明資料

サービス別算定率

1. 介護職員等ベースアップ等支援加算

(地域密着型)通所介護 1.1%

グループホーム 2.3%

有料老人ホーム 1.5%

補助金との支給率変更及び、算定対象金額(補助金は報酬＋処遇
＋特定に対して加算率を乗じていた⇒加算は介護報酬に加算率を
乗じる)の変更

R4年9月施設長会議 介護職員等ベースアップ等支援加算説明資料

支援補助金⇒介護職員等ベースアップ等支援加算に変更

★2022年度 処遇&特定処遇改善加算&A'-アップ 加算の支給方法

従業員案内資料 令和4年9月分

2022年9月作成

	処遇改善加算			特定処遇改善加算						A'-アップ 加算 (R4年10月～)		
支給対象者	介護職員			介護職員						全職員 (介護事業所勤務者) ※1		
職員区分	月給職員	時間給職員		月給職員		時間給職員				月給職員	時間給職員	
		週20時間以上	週20時間未満	(A)	(B)	(A)	(A)	(B)	(B)		週20時間以上	週20時間未満
				—	—	週20時間以上	週20時間未満	週20時間以上	週20時間未満			
支給開始時期	7月給与	7月給与		7月給与		7月給与				12月給与より	12月給与より	
支給金額 (月額) ※2	36,000円	180円	80円	10,000円	5,000円	50円	30円	20円	10円	7,000円	3,500円 30円	3,500円 20円
支給方法	毎月	毎月		毎月		毎月				毎月	毎月	
	金額固定	金額固定		金額固定		金額固定				金額固定	金額固定	
	手当支給	時給組込		手当支給		時給組込				手当支給	時給組込	
調整時期※4	毎年5月	毎年5月		毎年5月		毎年5月				R4年11月&毎年5月	R4年11月&毎年5月	
調整金額支給対象者※5	社会保険加入者	社会保険加入者		社会保険加入者		社会保険加入者				社会保険加入者	社会保険加入者	

※1 A'-アップ 加算支給対象者は介護事業所にて業務しているスタッフ全て (看護師、厨師、運転手・・・) とする。ケアマネを除く

※2 時間給職員については現時給に上乘せする金額を表記。

※3 4月分からの単月支給を10月以降も継続 (10月より加算算定分は支給は12月からとし従来通り支給) とする。

※4 2022年度のみ4月～9月分について11月に調整あり (加算へ変更のため)。以後、年間分を翌年5月に調整を実施する。

※5 調整金額については社会保険加入者にて分配。

※6 最終調整については2022年度分の国保連入金金額の5月末の最終入金確認後6月度賞与で調整を行う。

R4年9月施設長会議

介護職員等ベースアップ等支援加算説明資料

処遇改善関係まとめ

1. 介護職員処遇改善加算

介護職員特定処遇改善加算 ⇒

1. 従来と変更なし

2. 介護職員等ベースアップ
等加算 ⇒

2. 令和4年度10月度から改定

補助金から加算に変更

支給方法の変更なし

毎月給与で手当支給(月給職員)

時給連動手当(パート職員)支給

介護事業部全員対象(ケアマネ除く)